

## 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例及び条例施行規則の制定について

### 1 概要

前回までの条例有識者会議での意見交換などを踏まえ作成した「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」（以下「条例」という。）案を、本年2月に開催された市議会に提出し、3月27日に市議会で可決され、3月28日に条例を公布した。

また、条例の規定に基づき、地方自治法（以下「法」という。）第260条の49の規定及び条例の施行に関し、必要な事項を定める「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）を、3月28日に公布した。

### 2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

法に基づく指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図ることを目的として、本市における指定地域共同活動団体（ひろしまLMO）に関する本市独自の指定要件やひろしまLMOへの支援などを規定するものである。

項目	内容
前文	条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにしている。
第1条（趣旨）	本条例は法に基づき、必要な事項を定めることが趣旨であることを規定している。
第2条 （ひろしまLMO）	本市においては、指定地域共同活動団体として市が指定した団体をひろしまLMOと称することを規定している。
第3条（ひろしまLMO の指定要件）	特定地域共同活動の内容及び本市独自の指定要件を規定している。
第4条（ひろしまLMO に対する支援）	本市がひろしまLMOに対し、必要な支援を行うことを規定している。
第5条（申請等）	ひろしまLMOの指定の申請に当たって所定の申請書等の提出が必要であること及び指定を受けた後の申請書等の記載事項の変更等の届出が必要であることを規定している。
第6条（委任規定）	本条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定している。
附則	本条例は令和7年7月1日に施行することを規定している。

### 3 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例施行規則

条例の規定に基づき、法第260条の49の規定及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

項目	内容
第1条（趣旨）	本規則が条例の規定に基づき、地方自治法第260条の49の規定及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであることを規定している。
第2条 （条例第3条第3項第2号の規則で定める団体）	条例において、ひろしまLMOの指定要件の1つに「規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること」という要件を設けており、この要件の対象となる「自主防災会」や「防犯組合」などの12の地縁団体を規定している。
第3条（申請等）	申請に係る添付書類や変更等の届出について規定している。
第4条 （活動計画等の報告）	法に基づく報告徴収として、ひろしまLMOは毎年度活動計画及び実績を本市に報告しなければならないことを規定している。
第5条（指定の取消し）	法に基づく指定の取消しに関する手続きを規定している。
第6条（委任規定）	本規則で定めるもの以外で、条例の施行に必要な事項は、市長が定めることを規定している。
附則	本規則は令和7年7月1日に施行することを規定している。

#### 参考 条例策定の経緯

時期	内容
令和6年2月4日	持続可能な地域コミュニティの実現に向けたシンポジウムの開催
令和6年2月22日	第1回条例有識者会議の開催（論点整理等）
令和6年3月23日～ 24日	第1回持続可能な地域コミュニティの実現に向けたワークショップの開催
令和6年5月18日～ 19日	第2回持続可能な地域コミュニティの実現に向けたワークショップの開催
令和6年6月28日	第2回条例有識者会議の開催（条例骨子等に関する意見交換）
令和6年10月29日	第3回条例有識者会議の開催（条例素案に関する意見交換）
令和6年12月8日	条例素案に関する住民説明会の開催
令和6年11月25日 ～12月20日	条例素案に対する市民意見募集の実施
令和7年1月21日	・市民意見募集に対する本市の考え方を公表 ・第4回条例有識者会議の開催（条例案に関する意見交換）
令和7年2月	令和7年第1回市議会定例会に条例案を提出
令和7年3月27日	令和7年第1回市議会定例会で条例案可決
令和7年3月28日	条例及び条例施行規則を公布
令和7年7月1日	条例施行